

地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税

○対象者

地域再生法第 5 条の認定を受けた地域再生計画に記載された地域内において、地方活力向上地域等業務整備計画に従って、特別償却設備を新設又は増設したもの。

○必要条件

- ・令和 8 年 3 月 31 日までに山口県の特定期業務施設整備計画の認定を受けた、本社機能の移転・拡充事業であること。
- ・特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価格が 3,800 万円（中小企業は 1,900 万円）以上であること。

○対象資産

- ・家屋（建物及び附属設備のうち、直接特定業務施設の用に供する部分）
- ・償却資産（構築物、機械及び装置のうち、直接特定業務施設の用に供するもの）
- ・土地（対象となる家屋又は構築物の敷地部分）

○適用期間等

新たに固定資産税を課することとなった年度以降 3 年間

- ・法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業

税率は、初年度 100 分の 0.01、第 2 年度 100 分の 0.35、第 3 年度 100 分の 0.7

- ・法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業

税率は、初年度 100 分の 0.01、第 2 年度 100 分の 0.467、第 3 年度 100 分の 0.933

○提出書類（一例 対象資産の内容により異なります。）

申請書、地域再生法第 17 条に規定する認定事業者であることを証する書類、条例第 2 条の特別償却設備等に係る事業所の全体の平面見取図に、取得した家屋、構築物及び土地の位置、取得年月日及びこれを事業の用に供した年月日を明示したもの、事業所の年次別建設計画及び事業実績の概要を明らかにする書類、租税特別措置法第 10 条に規定する償却費の額の計算に関する明細書又は同法第 42 条若しくは第 68 条に規定する償却限度額の計算に関する明細書の写し、事業所の業務の概要を示す書類